

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年4月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)港町プロジェクト」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社コスモスイニシア横浜支社 神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号 支社長 渡邊 典彦
	指定開発行為の名称	(仮称)港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか (区域面積:約44,380㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅等の建設
	指定開発行為の内容	分譲共同住宅3棟 延べ面積:約157,940㎡、建物階数:地下1階地上30階、 建物高さ:約99.9m、計画戸数:1,500戸 計画人口:4,500人
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成20年3月 完了予定:平成23年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年4月11日(水)から 平成19年5月25日(金)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで (大田区は午前9時00分から午後5時まで)
	縦覧場所	川崎市:川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室) 大田区:羽田特別出張所、六郷特別出張所、蒲田西特別出張所、蒲田東特別出張所及び大田区役所(環境保全課)
	意見書の提出	・縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年5月25日(金) (郵送の場合は、平成19年5月25日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm

